

岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令

[昭和51年5月10日 岐阜県警察訓令第10号]

改正 昭54県警察訓令3号、昭56県警察訓令6号、昭60県警察訓令8号、平6県警察訓令5号、平8県警察訓令2号、平13県警察訓令13号、平17県警察訓令34号、平19県警察訓令30号、平27県警察訓令23号、平29県警察訓令3号、令2県警察訓令1号、令2年県警察訓令14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察が管理する自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「警察車両」という。）の運転に従事する岐阜県警察職員及び会計年度任用職員並びに中部管区警察局岐阜県情報通信部職員（以下「職員」という。）の運転技能の検定等について必要な事項を定め、もって職員の運転技能の向上と交通事故の防止を図ることを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 警察本部（以下「本部」という。）の課長、隊長及び所長、警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、職員の運転技能の実態を把握し、その適正な管理と効果的な指導教養に努めなければならない。

(車両の運転)

第3条 所属長は、この訓令に定める運転技能検定（以下「検定」という。）を受け、これに合格した者でなければ警察車両を運転させてはならない。ただし、運転技術の教養訓練を行う場合又は緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

第2章 運転技能検定委員会

(委員会の設置及び組織)

第4条 本部に岐阜県警察車両運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、警務部長をもって充てる。

4 委員は、警務部警務課長、教養課長及び監察課長、地域部地域課長及び自動車警ら隊長、刑事部機動捜査隊長、交通部交通企画課長、交通指導課長、運転免許課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長並びに警察学校長をもって充てる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、検定を実施して合格者を決定する。

2 検定は、警察車両の運転に必要な適性、技術及び知識について検査し、その結果を審査して行う。

(運転技能検査員)

第6条 委員長は、検査を行うため、警務部警務課、教養課若しくは監察課、地域部地域課若しくは自動車警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通企画課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊若しくは高速道路交通警察隊又は警察学校に勤務する職員のうちから、当該所属の所属長の推薦を受け、運転技能検査員（以下「検査員」という。）を指名する。

2 関係所属長は、検査員を推薦するに当たり、原則として警部補（同相当職を含む。）で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、真に検査員にふさわしい者を、運転技能検査員推薦・指定解除申請書（別記様式第1号）により推薦しなければならない。

- (1) 警察庁等が実施する緊急自動車運転技能者専科等の受講者
- (2) 交通部高速道路交通警察隊又は交通機動隊に通算して3年以上の勤務を有する者
- (3) 現に運転免許技能試験官の職にあり、又は過去にあった者
- (4) その他検査員としてふさわしい技能等を有する者

3 検査員は、委員長が運転技能検査員指定・解除書（別記様式第2号）により指定する。

4 検査員は委員会の命を受けて検査を実施し、その結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

5 検査員の異動等の事由により、検査員の指定を解除するときは、運転技能検査員指定・解除書によって行うこととする。

（会議）

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、警務部教養課（以下「教養課」という。）において行う。

第3章 検定基準等

（検定の種別及び実施）

第9条 検定は、次に掲げる種別とし、それぞれの検定に合格した者でなければ、警察車両を運転してはならない。

- (1) 大型検定
大型自動車の運転に従事する者の検定をいう。
- (2) 中型検定
中型自動車の運転に従事する者の検定をいう。
- (3) 準中型検定
準中型自動車の運転に従事する者の検定をいう。
- (4) 普通検定
普通自動車の運転に従事する者の検定をいう。
- (5) 白バイ検定
交通取締用自動二輪車（以下「白バイ」という。）の運転に従事する者の検定をいう。
- (6) 二輪検定
自動二輪車（白バイを除く。）又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）の運転に従事する者の検定をいう。
- (7) 更新検定
既に検定を取得している者で、委員会が再検査の必要を認めて指名した者が受検しなければならない検定をいう。

2 検定は、前項に掲げる種別ごとに、年1回以上実施するものとする。

（検定の級位等）

第10条 前条第1項第1号から第6号までの各検定に係る級位及び運転内容は、別表第1のとおりとする。

2 大型検定の合格者は中型検定、準中型検定及び普通検定、中型検定の合格者は準中型検定及び普通検定、準中型検定の合格者は普通検定、白バイ検定の合格者は二輪検定の1級に合

格しているものとみなす。

(検定の資格基準)

第11条 第9条に定める検定の資格基準は、更新検定を除き別表第2のとおりとする。ただし、免許条件に「中型車は中型車（8トン）に限る」の条件が付されている中型免許（以下「限定中型免許」という。）の取得者は、中型検定を、免許条件に「準中型車は準中型車（5トン）に限る」の条件が付されている準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）の取得者は、準中型検定を受検することはできないものとする。

(検定の委任等)

第12条 委員会は、二輪検定の実施を所属長に委任するものとする。

- 2 所属長は二輪検定を行おうとする場合は、別に定める要領によらなければならない。
- 3 所属長の行う二輪検定については、第13条、第15条及び第16条の規定は適用しない。
- 4 所属長は、二輪検定を実施したときは、二輪検定実施結果報告書（別記様式第3号）により委員会へ報告しなければならない。

(申請等)

第13条 所属長は、次のいずれかに該当する者がある場合は、その者の検定を委員会に申請しなければならない。

- (1) 委員会から指名された者
 - (2) 新たに警察車両の運転に従事させる必要のある者
 - (3) 現に受けている検定と異なる種別又は級位の検定を受けさせる必要がある者
 - (4) 自ら検定を受けようとする者
- 2 委員会への申請は、運転技能検定申請書（別記様式第4号。以下「申請書」という。）によって行うものとする。
- 3 委員会は、前項の申請書を受理したときは、あらかじめ書面審査を行うとともに、検査の実施期日等を所属長に通知するものとする。

(限定免許保有者に対する特例)

第14条 限定中型免許及び限定準中型免許の取得者で、普通検定の1級又は2級に合格した者は、免許条件及び別表第1に定める範囲内で警察車両を運転することができる。

第4章 検査要領等

(検査)

第15条 検定を受けようとする者は、次に掲げる検査を受けなければならない。

- (1) 警察車両の運転について必要な適性
- (2) 警察車両の運転について必要な技術
- (3) 警察車両の運転について必要な知識

(検査の方法)

第16条 検査の方法は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 警察車両の運転について必要な適性の検査は、運転適性診断及び機械検査により行う。
- (2) 警察車両の運転について必要な技術の検査は、運転免許試験場の基本コースにおいて行う。
- (3) 警察車両の運転について必要な知識の検査は、筆記試験により行う。

(各級位の合格基準)

第17条 検査の種別及び級位ごとの合格基準は、別表第3のとおりとする。

(運転の条件)

第18条 委員会は、検定に合格した者に対し、警察車両を運転することについて必要な条件を付することができる。

(合格証の交付)

第19条 委員会は、検定に合格した者に対し、警察車両運転技能検定合格証(別記様式第5号)を交付する。

(合格の特例)

第20条 岐阜県警察職員として再任用された者又は岐阜県警察職員を退職し6か月以内に会計年度任用職員として任命された者は、退職時に取得していた検定の級位を有効なもののみなす。ただし、会計年度任用職員は、警察車両を緊急自動車として運転することはできない。

2 委員会は、警察庁又は他の都道府県警察から出向、派遣等の事由により当県警察において勤務することになった職員が警察車両の運転資格を有していた場合は、同等の検定に合格したものとみなし、前条の合格証を交付するものとする。

(検定の実施結果の通知等)

第21条 委員会は、検定の実施結果について運転技能検定報告書(別記様式第6号)を2部作成し、1部を教養課に保管するとともに、一部を検定を受けた者の所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受理したときは、これをその者の身分関係記録とともに保管しなければならない。

第5章 検定級位の取消し等

(検査結果による取消し等)

第22条 委員会は、更新検定又は現在受けている検定の上位の級位を取得しようとして検定を受検した者について、その検査結果が現級位の合格基準に満たない場合には、その得点に該当する級位に格下げし、又は現在受けている検定を取り消すことができる。

2 委員会は、前項の格下げ又は取消しをする場合、当該受検者が現在受けている他の検定についても、格下げし、又は取り消すことができる。

(特殊事由による取消し等)

第23条 所属長は、検定の級位を取得している者が、次に掲げる事項に該当することとなったときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

- (1) 重大な交通事故を起こし、又は悪質な道路交通法関係法令違反をしたとき。
- (2) 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気になったとき、又は心身の故障等で現級位に相当する警察車両の運転者として適当でないと認められるとき。
- (3) その他警察車両の運転に支障があると認められるとき。

2 委員会は、前項の報告を受理したときは、その内容を審査して、その者の級位を格下げし、又は取り消すことができる。

(取消し等の通知)

第24条 委員会は、検定の級位を格下げし、又は取り消したときは、直ちにその旨を所属長に

通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の通知を受理したときは、その内容を運転技能検定表に記載するとともに、その旨を当該職員に通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和51年5月10日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）第6条により所属長が各車両ごとに指定して、運転者はこの訓令の検定を受けるまでの間、当該検定資格基準に該当する級位を取得したものとみなす。

附 則〔昭和54年2月15日岐阜県警察訓令第3号〕

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する

附 則〔昭和56年4月1日岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する

附 則〔昭和60年3月11日岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する

附 則〔平成6年3月29日岐阜県警察訓令第5号〕

この訓令は、平成6年4月1日から施行する

附 則〔平成8年3月27日岐阜県警察訓令第2号〕

この訓令は、平成8年4月1日から施行する

附 則〔平成13年3月30日岐阜県警察訓令第13号〕

この訓令は、平成13年4月1日から施行する

附 則〔平成17年10月26日岐阜県警察訓令第34号〕

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則〔平成19年6月12日岐阜県警察訓令第30号〕

- 1 この訓令は、平成19年6月12日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に普通検定の合格証の交付を受けた者は、各級位に定める運転内容の範囲内において、訓令の施行後も限定中型免許で運転可能な警察車両を運転することができるものとする。
- 3 この訓令の施行前に取得した大型検定2級は、訓令の施行後は中型検定1級とみなす。

附 則〔平成27年12月25日岐阜県警察訓令第23号〕

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則〔平成29年2月27日岐阜県警察訓令第3号〕

- 1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に普通検定1級に合格した者で、限定中型免許を有するものは、準中型検定1級に合格したものとみなし、当該免許で運転可能な警察車両のうち、担当車両（2台以上指定することができる。）を運転することができるものとする。
- 3 この訓令の施行前に普通検定1級に合格した者で、限定準中型免許を有するものは、当該免許で運転可能な警察車両のうち、担当車両（2台以上指定することができる。）を運転できるものとする。

附 則〔令和2年1月28日岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

附 則〔令和2年4月9日岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、令和2年4月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

検 定 級 位 別 運 転 内 容

種 別	級位	内 容
大 型	1 級	大型自動車を運転することができる。
	2 級	大型自動車を運転することができる。ただし、大型自動車を緊急自動車として運転することはできない。
中 型	1 級	中型自動車を運転することができる。
	2 級	中型自動車を運転することができる。ただし、中型自動車を緊急自動車として運転することはできない。
準中型	1 級	準中型自動車を運転することができる。
	2 級	準中型自動車を運転することができる。ただし、準中型自動車を緊急自動車として運転することはできない。
普 通	1 級	普通自動車、小型自動車及び軽自動車を運転することができる。
	2 級	普通自動車、小型自動車及び軽自動車を運転することができる。ただし、普通自動車を緊急自動車として運転することはできない。
	3 級	小型自動車及び軽自動車を運転することができる。ただし、緊急自動車として運転することはできない。
白バイ	1 級	高度な運転技能を有している。
	2 級	運転技能を有している。
二 輪	1 級	自動二輪車を運転することができる。（白バイを除く。）
	2 級	自動二輪車（排気量200ml以下）を運転することができる。

※ 小型自動車とは、総排気量 2,000ml以下で、大きさが長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下の自動車をいう（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 参照）。

別表第2（第11条関係）

検 定 資 格 基 準

種 別	級 位	基 準
大 型	1 級	運転技能が極めて優秀であり、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	運転技能が優秀であり、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
中 型	1 級	運転技能が極めて優秀であり、かつ、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	運転技能が優秀であり、かつ、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
準中型	1 級	運転技能が極めて優秀であり、かつ、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	運転技能が優秀であり、かつ、準中型自動車又は普通自動車の運転期間が3年以上で、過去2年以内に準中型自動車又は普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
普 通	1 級	運転技能が極めて優秀であり、かつ、普通自動車の運転期間が2年以上で、過去2年以内に普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	運転技能が優秀であり、かつ、普通自動車の運転期間が2年以上で、過去2年以内に普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	3 級	運転技能が良好であり、かつ、普通自動車の運転期間が1年以上で、過去1年以内に普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。ただし、検定を取り消された者については、過去2年以内に普通自動車の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
白バイ	1 級	運転技能が極めて優秀であり、かつ、次のいずれかに該当する者 (1) 白バイの運転期間が2年以上で、その間、白バイの運転に関し、交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。 (2) 白バイによる走行距離が2万キロメートル以上で、その走行中交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	白バイ乗務の基本訓練を受け、かつ、運転技能が優秀な者
二 輪	1 級	運転技能が優秀であり、かつ、運転期間が1年以上で、その間自動二輪車等の運転に関し、交通違反又は交通事故を起こし行政処分を受けたことがないこと。
	2 級	運転技能が良好であること。

別表第3（第17条関係）

検 定 級 位 合 格 基 準

検査種別 級位	適 性	技 術	知 識
1 級	総合判定適	得点が 90点以上	得点が 90点以上
2 級	総合判定適	得点が 80点以上	得点が 80点以上
3 級	総合判定適	得点が 70点以上	得点が 70点以上

別記様式第1号（第6条関係）

第 号 年 月 日									
岐阜県警察車両運転技能検定委員会 委 員 長 殿 所属長 印 運転技能検査員 推薦・指定解除 申請書 下記の者を運転技能検査員として推薦・指定解除を申請する。									
階 級 ふりがな 氏 名	生年月日 (年令)								
交通部高速道路 交通警察隊又は 交通機動隊での 勤務経歴	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 巡査 巡査部長 警部補 </td> <td style="width: 20%;"> 在職年数 在職年数 在職年数 </td> <td style="width: 10%;"> 年 年 年 </td> <td style="width: 10%;"> 月 月 月 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> 通算在職年数 </td> </tr> </table>	巡査 巡査部長 警部補	在職年数 在職年数 在職年数	年 年 年	月 月 月	通算在職年数			
巡査 巡査部長 警部補	在職年数 在職年数 在職年数	年 年 年	月 月 月						
通算在職年数									
運転技能専科等 に関する受講歴	専科名 期間 (年 月 ~ 年 月)								
推 薦 理 由	<input type="checkbox"/> 警察庁等が実施する緊急自動車運転技能者専科等の受講者 <input type="checkbox"/> 交通部高速道路交通警察隊又は交通機動隊に通算して3年以上の勤務を有する者 <input type="checkbox"/> 現に運転免許技能試験官の職にあり、又は過去にあった者 <input type="checkbox"/> その他検定員としてふさわしい技能等を有する者 ()								
指 定 解 除 理 由	<input type="checkbox"/> 異動による <input type="checkbox"/> その他 ()								

※ 推薦・指定解除理由については、該当する □に✓を記入する。

運転技能検査員指定・指定解除書

所属名		階級・氏名	
<p>(内容)</p> <p>運転技能検査員</p> <p>に指定する。</p> <p>の指定を解除する。</p>			
<p>年 月 日</p> <p>岐阜県警察車両運転技能検定委員会 委員長</p> <p>印</p>			

別記様式第3号（第12条関係）

二輪検定実施結果報告書

第 号 年 月 日
岐阜県警察車両運転技能検定委員会 委 員 長 殿 所 属 長 印
二輪検定実施結果報告書 年 月 日実施した、みだしの検定結果は次のとおりであるから報告する。

係 別	階 級 (職)	氏 名 (職員番号)	年 令	合 格 級 位	条 件 等
		()			
		()			

注 2部作成し、1部は所属保管とする。

別記様式第4号（第13条関係）

第 号 年 月 日								
岐阜県警察車両運転技能検定委員会 殿 委 員 長								
所 属 長 印								
運 転 技 能 検 定 申 請 書								
階 級 (職)	氏 名 (職員番号)	年 令	現に受けて いる検定種 別級位	受けようと する検定種 別級位	運 転 期 間	白バイの 走行距離	運 転 免 許 処 分 歴	検定を省略して もよい場合は、 その理由
	()							
	()							
	()							

注 2部作成し、1部は所属保管とする。

別記様式第5号（第19条関係）

（表）

警察車両運転技能検定合格証	
階級	氏名
種別	級位
運転の条件	
上記の運転技能検定に合格したことを証する	
年 月 日	
岐阜県警察車両運転技能検定委員会委員長 印	

（裏）

記事欄
.....
.....
.....
.....

